

早稲田カード Alumni の年会費は、会員特約第 6 条をご確認ください。

2025 年 12 月 9 日改定

早稲田カード Alumni 会員特約

第 1 条(本特約)

1. 本特約は、第 2 条第 1 項に定めるクレジットカード(以下「本カード」といいます。)の会員に対し、「個人会員規約」(以下「会員規約」といいます。)の特約として定めるものであり、本特約と会員規約とが抵触する場合、本特約が優先し適用されるものとします。
2. 本特約で使用する用語の定義は、本特約で特に定義する場合を除き、会員規約の定義によるものとします。

第 2 条(本カードの名称と入会方法)

1. 本カードは、三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)と学校法人早稲田大学(以下「大学」といいます。)および早稲田大学校友会(以下「校友会」といいます。)との提携にもとづき、三菱UFJニコスが発行する次のクレジットカードをいいます。
●早稲田カード Alumni
2. 入会申込者は、本特約および会員規約を承認のうえ、三菱UFJニコスおよび大学ならびに校友会(以下これらを総称して「三者」といい、大学ならびに校友会を「両者」といいます。)に入会を申込みものとします。
3. 三者が本カードの本人会員または家族会員として入会を承認した方を会員といい、会員は、三菱UFJニコスの会員資格(以下「三菱UFJニコス会員資格」といいます。)と両者の会員資格(以下「両者会員資格」といいます。)とを有するものとします。

第 3 条(会員資格取消等)

1. 会員に両者の提供する特典・サービスを受けるにあたり不正な行為があった等両者会員資格を有するに不相当であると認められた場合、両者は、何らの通知、催告を要しないで当該会員の両者会員資格を取消することができるものとします。これにより本人会員が両者会員資格を喪失した場合、その家族会員も当然に両者会員資格を喪失するものとします。
2. 会員が両者会員資格を喪失した場合、三菱UFJニコスは、当該会員の三菱UFJニコス会員資格を取消することができるものとします。
3. 会員が三菱UFJニコス会員資格を喪失した場合、両者または三菱UFJニコスの指示に従って、ただちに本カードを三菱UFJニコスに返却し、または本カードに切り込みを入れて破棄するものとします。

第 4 条(特典およびサービスの利用)

1. 会員は、三菱UFJニコスが提供する特典およびサービスを受ける場合、三菱UFJニコス所定の方法でその提供を受けるものとします。

2. 会員は、両者が提供する特典およびサービスを受ける場合、両者所定の方法でその提供を受けるものとします。

第5条(校友会年会費)

会員は、校友会に対して所定の年会費を本カードの決済口座を通じて支払うものとします。(ただし、既に納入済の方および終身会費納入者は除きます。)

第6条(年会費)

本カードの年会費は、以下のとおりとします。

(税込)

	ゴールド会員	一般会員
本人会員*2	11,000 円	無料*1
家族会員*3	無料	無料

*1 一般会員の本人会員年会費は、2024年3月まで早稲田大学校友会の負担とし、2024年4月より三菱UFJニコスの負担にて、無料となります。

*2 本人会員の方は上記年会費のほかに、早稲田大学校友会費(5,000 円)をカード代金支払口座より自動引落しさせていただきます。

*3 家族会員の年会費は無料です。また家族会員は本人会員の配偶者の方のみ、ご入会いただけます。

2025 年 12 月 9 日改定

早稲田カード Alumni 「個人情報の取扱いに関する特約」

第1条(本特約の適用)

本特約は、個人会員規約上の「個人情報の取扱いに関する同意条項」の特約として定めるものであり、本特約と「個人情報の取扱いに関する同意条項」が抵触する場合は、本特約が優先し、適用されるものとします。なお、本特約で使用する用語の定義は、本特約または早稲田カード Alumni 会員特約で特に定義する場合を除き「個人情報の取扱いに関する同意条項」上の定義によるものとします。

第2条(個人情報の取得・保有・利用・提供)

本カードの本人会員入会申込者、本人会員、家族会員入会申込者および家族会員(以下「会員等」といいます。)は、三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。))が取得した以下各号の情報(以下「個人情報」といいます。)を保護措置を講じたうえで下記の提携先(以下「提携先」といいます。)に提供し、提携先が下記の目的のために利用することに同意するものとします。

①入会申込時や入会後に会員等が所定の申込書等に記載した、または三菱UFJニコスに提出した書面等に記載された、あるいは申告いただいた氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況等、運転免許証等の記号番号等、本人に関する情報(これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含みます。以下同じ。))。

②入会申込日、契約日、振替口座、利用可能枠、与信判断結果(ただし、与信判断の理由は除きます。)等、本契約の内容に関する情報。

③本契約にもとづく支払開始後の利用残高、利用明細、月々の支払状況、お電話等でのお問合せ等により三菱UFJニコスが知り得た情報。

提携先名称:学校法人早稲田大学

住 所:〒169-8050 東京都新宿区戸塚町 1-104

電 話 番 号:03-3203-6284

提携先名称:早稲田大学校友会

住 所:〒169-8050 東京都新宿区戸塚町 1-104

電 話 番 号:03-3203-6284

利 用 目 的:①学校法人早稲田大学および早稲田大学校友会の学校教育事業における市場調査、商品開発。

②学校法人早稲田大学および早稲田大学校友会の学校教育事業における宣伝物・印刷物の送付等、営業案内。

第 3 条(利用中止の申出)

会員等が、前条の利用目的②に定める宣伝物・印刷物の送付等、営業案内について、三菱UFJニコスまたは提携先に中止を申出た場合、三菱UFJニコスおよび提携先は、利用中止の措置をとります。ただし、措置を講じるために合理的に相当な期間が必要となる場合があります。中止の申出については、三菱UFJニコスもしくは提携先にご連絡ください。

第 4 条(個人情報の開示・訂正・削除)

1. 会員等は提携先に対し、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。提携先に開示を求める場合には、提携先にご連絡ください。
2. 万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、提携先は、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、すみやかに訂正または削除に応じます。